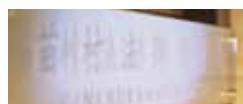


Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー



発行所／苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目6番8号 堂島ビルディング7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>



Index

五山の送り火に寄せて
…1

【苗村法律事務所のファイルより】
学校法人の
再建的な法的手続の検討
…1～3

【最近の判例から】
上場会社株式買取請求の
「公正な価格」
—案天対 TBS 事件—
…3～4

苗村法律事務所主催
セミナーのご案内
【事務局から】
～アメリカからの留学生～
…4



五山の送り火に寄せて

「如意を登りて朝日影…」皆さん、もちろんご存じないと思います。これは私が通った第四錦林小学校の校歌の冒頭部分で、如意は、如意が岳、五山の送り火で一番最初に点灯される「大」の字がある山を指しています。小学校からの帰り道、毎日この字を見て育ち、小学校の頃は、中学年以上となると学校での登山行事に毎年登りました。約470mと結構高く、低学年では登らないのです。

五山の送り火の時は、昔は実家の二階から、少し高いビルが建ち始めてからは、一条通に出て約15分の点灯時間、手を合わせて先祖の霊を送ったものです。この行事は、台風直撃などよほどの事態でない限り、決行されます。京都では、この火を見ながら、先祖の霊が浄土に帰ると考えられていて、この火が無いために先祖の霊が、迷ってしまうと困るからです。

東日本大震災で被災した松にご遺族の思いを込めた文章を載せ、送り火の薪に使ってご供養にとの考えは、早くに紹介され、送り火の意味を体感として知る私は、すばらしいことと賛成していました。その後、まず、放射能を恐れる市民からの

苦情で、これを断念したとの報道にがっかりし、そのうち、その報道に対する非難に比べると、新たに被災地から薪を取り寄せ、そして放射能測定で、セシウムが検出されたとして再度使用を断念したと聞き、心底、あきれました。京都に住む人なら、この五山の送り火で、どれだけの灰がでるか、それが、約500mの高さから空に登ったとして、どれだけの影響となるか、冷静に等と言わずとも分かるはずですが、はじめに苦情を言った人達もあまりに非科学的だと思いますが、再度の使用を決定したなら、放射能など測定せずに、鎮魂の思いを込めて、焚きあげるべきでした。この残念なことに何も出来なかったこと、京都市民の一人として本当に恥ずかしく思います。

ご家族の元へ戻られていた、亡くなられた方々の魂が、無事、天界へ戻られることを心より祈念致します。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

クリスと延暦寺にて

苗村法律事務所のファイルより

学校法人の再建的な法的手続の検討

第1 はじめに

18才人口の減少が言われてひさしく、私立学校は、生徒、学生の確保に様々な工夫が必要とされています。また一方で、経営

の監視については、会社にとっての株主のような存在がなく、放漫経営に陥りやすいのも、私立学校の経営の難しいところです。学生が集められなかったり、リスクの高

い投資や、財産の私的流用により、学校経営が危うくなった場合、民事再生手続などによって、債務の免除を受けることも、学校の閉鎖という事態を防ぐためには、必要

な場合があります。

第2 学校の再建手続きの特徴

今回は、学校の民事再生手続きにおける、通常の会社の場合との違いを見ていくことにしましょう。

ア 学校経営の維持

民事再生手続によれば、学校経営を維持し、学生の就学の機会を奪うことなく、また、教職員についても基本的に、手続申立後も就労の継続がなされます。学校が存続することにより、随時学校が行っている、卒業証書や成績証明書の発行といった卒業生への対応も可能となります^{※1}。

イ 資金繰りの確保の重要性

学校に限らず、再建的な手続において、最も重要とも言えるのが資金繰りの確保ですが、学校法人の場合は、一般の企業の場合よりもさらに、この問題が深刻です。企業の場合、長くて1、2ヶ月の内に倒産前後の売上が、入金し、キャッシュとなって、その後の経営の費用に宛てるのが可能ですが、学校法人においては、収入の中心が、1年ごと、半年ごとに支払われる、学生からの学費であるため、手元に資金がないという中で申立となってしまうことも多いと思われます。

このような学校法人には、必ずといって良いほど、当初からスポンサーの支援によって、資金繰りの目途がつくことが重要です。

ウ 学生の債権の取扱

民事再生手続においては、手続申立前に成立した債権、すなわち金融機関の貸金債権などは、再生債権と呼ばれ、一定額の免除の対象となります。学生の授業料についても、先に前払いして、学校から授業を受けるという性質上、再生債権となるの考え方もあります。塾などの破綻の場合、前払いした授業料の返還を求めても、全額は戻ってこないというのが通例です。

しかし、それでは、学生の保護に欠ける

というような考え方から、学生のこのような債権を共益債権と考え、学生は、他に優先して授業料の返還請求権があるという考え方もあります。

学生と学校との間の契約（在学契約）を、例えば、大学であれば通常4年間で卒業までの授業を提供することになっているということから考えて、学校側にはその間授業を提供する義務があり、また学生にはその間、継続して授業料を支払う義務がある契約であると考えられます。そのように考えると、民事再生手続の開始という、倒産の時点において、大学側にも学生側にも双方に未履行部分があることになります。かように解した上で、破綻した学校がこれらの在学契約において、履行を選択すると、学生の反対債権、授業を受ける権利は、共益債権となると考えるのです。しかし、全てを共益債権とすると、スポンサーは、半年か一年分の経費を負担せざるを得ず、相当なかせとなってしまいます。私は、学生にも一部を負担してもらうというような柔軟な考え方でもできる、再生債権説も一理あるのではないかと考えています。

エ 校地、校舎、その他の資産と担保権者の関係

民事再生申立を必要とするような学校においては、校地校舎や、学校の機材や機器などにも抵当権や譲渡担保権などの担保が設定されていることが多いでしょう。

民事再生手続きでは、担保権者は、手続きの枠外にあり、債務者との交渉（別除権交渉）で合意しなければ、担保権実行を行うことが可能です^{※2}。

学校にとって、校地校舎は、その存続に是非とも必要なもので、文科省の定める設置基準を満たしている必要があるとされています。よって、担保権者との交渉は、是非とも妥結したいところですが、例えば、大都会の一等地にキャンパスがあるような場合、担保権者は、マンション用地としての価値を担保額と考え、学校側は、学校経営により生み出せる、低い収益でしか評

価できないとすると、その溝を埋めるのは簡単ではありません。

スポンサーに一旦買い取ってもらって、そのリースバックを受けるなどの方法が、設置基準との関係で問題とされる可能性もありますが、文科省にも事情説明するなどして、理解を求めることも必要となるでしょう^{※3}。

どうしても担保権者と別除権協定を結べず、担保権者が強制執行の申立をするような場合には、担保権消滅制度（民事再生法148条）を利用して、その物件の価格を裁判所に納めることで担保権を消滅させることで対抗するしかありません。この校舎を失えば、設置基準を満たさなくなるなどの事情があれば、事業継続に欠くことができないとの点は認めてもらいやすくなります。その際に、裁判所に、物件の価値を、学校の経営で生み出される利益から算定してもらえるかどうかは、スポンサーに資金提供してもらう場合にも大事な要素ですが、実際の例はまだないようです。

オ 税務上の問題—債務免除益

次に、再生計画により、債務免除を受けられる場合に、通常の会社の場合に最大の問題となるのが、免除益課税の問題です。学校は、学校経営の他に収益事業も営むことが可能で、その場合には、同様の問題が生じますが、収益事業以外には課税されないため、学校経営に関しての負債であれば、債務免除益の問題は考慮しなくてよいことになります。学校の負債が、どのような趣旨で発生したかにも注意が必要です。

第3 スポンサーの協力

学校経営は、スポンサーになり、経営手法を変えたからといって直ちに利益を生むものではありません。もちろん、経費の合理化や、魅力的な宣伝、新規の授業やカリキュラムの導入によって、収益構造は変えられますが、もともと利益を生むことを目的としていないからです。となれば、篤志家的な発想を持つ人、団体でなければ、

※1 京都地判平成7年9月22日(判タ902号111頁)は、学校は卒業生に卒業証明書を交付すべき義務を認めて、発行されるまでの慰謝料を認めている。同誌には、このような卒業証明書の交付請求権は、在学契約に由来するとの解説がなされている。

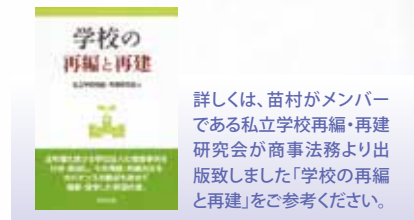
※2 学校法人の寄附行為及び寄附行為の認可に関する審査基準(私立学校法31条、私立学校法施行規則2条による)、これは認可基準と呼ばれており、同基準は、校地・校舎が設置基準を満たしていることを要するとしている。

※3 認可基準第1、1、(2)では、校地校舎は自己所有であることを原則としている。

スポンサーにはなってくれません。学校存続の重要性をアピールすることも大事ですが、学生、教職員の協力を始め、管轄庁の理解や、民事再生手続き上での工夫も含めた、支援体制が必要と考えられます。



苗村 博子
(なむらひろこ)



詳しくは、苗村がメンバーである私立学校再編・再建研究会が商事法務より出版致しました「学校の再編と再建」をご参考ください。

最近の判例から

上場会社株式買取請求の「公正な価格」―楽天対TBS事件―

【はじめに】

2005年に楽天によるTBS株式の大量取得が世間を騒がせてから、早6年が経過しました。両社の経営統合が実現することはありませんでしたが、2009年のTBSの持株会社化にあたり、楽天がTBSに対し株式買取請求権を行使し、その買取価格を巡る争いが続いていました。今年4月、最高裁が楽天側の抗告を棄却する決定をしたことにより両社の争いは一応の決着をみました。今回は、この事件をもとに、裁判所がどのように株式買取価格について判断したのかを見ていきたいと思います。

【TBS株式の買取請求に至った経過】

楽天株式会社（以下「楽天」といいます）と株式会社東京放送（現在の株式会社東京放送ホールディングス、以下「TBS」といいます）との間の経営統合を巡る争いについては、平成17年11月の覚書により両社は敵対的關係から一応和解しましたが、その後も楽天がTBSの筆頭株主である状態が続いていました。

平成21年3月末、楽天は、TBSに対し、TBSを認定放送持株会社^{※1}へ移行する吸収分割を行うとの株主総会決議に反対して、保有する全ての株式（以下「本件株式」といいます）の買取りを請求しました。楽天がTBSの持株会社化に反対した理由については、放送法の規定上、認定放送持

株会社は特定の株主が総議決権の3分の1以上を有することができないため（放送法52条の35）、楽天がTBSの経営権を完全に掌握する途が断たれたためといわれています。

その後、買取価格について協議が整わなかったことから、楽天とTBSは、東京地裁へ買取価格の決定を申し立てました。東京地裁は、本件株式の買取価格を1株につき1294円と決定しました（東京地裁平成22年3月5日決定・金判1339号44頁）。そして、楽天による東京高裁への即時抗告、最高裁への許可抗告は、いずれも棄却されることとなりました（東京高裁平成22年7月7日決定・判時2087号3頁、最高裁平成23年4月19日決定・金判1366号9頁）。

【検討】

1 「公正な価格」の意義

会社法785条1項では、反対株主は会社に対し自己の有する株式を「公正な価格」で買い取ることを請求できるとされ、上場会社の株式については市場価格を基礎として「公正な価格」を算定することとなります。

組織再編行為が行われた場合、反対株主の利益保護のため、組織再編行為による企業価値の増減を加味して「公正な価格」が算定されます。ただ、本件の事案では、裁判所は、100パーセント子会社に資産移

転する種類の吸収分割のため、それ自体で企業価値の毀損はなく、また、シナジーを生じることないとして、組織再編行為による企業価値の増減を考慮する必要はないものと判断しました。

2 公正な価格を定める基準日

買取価格決定の基準日について、東京地裁は吸収分割の効力発生日（平成21年4月1日）、東京高裁は買取請求期間の満了日（平成21年3月31日）をもって基準日としました。

これらに対し、最高裁は、反対株主の買取請求権行使日（平成21年3月31日）を基準日としました（ただし、高裁の採用した基準日と同日のため結論は同じ）。その理由として、反対株主が株式買取請求権を行使すれば、法律上当然に反対株主と会社との間で売買契約が成立したのと同様の法律関係が生じるため、その時点を基準とすることが合理的であること、反対株主は会社の承諾を得なければ株式買取請求を撤回することができないにもかかわらず、買取請求をした日より後の日を基準とすると、買取請求後に生じる市場の株価変動のリスクを負担させることとなり相当でないことが挙げられています。

3 買取価格の算定方法

買取価格の算定方法について、東京地裁は、基準日の市場株価を補正する趣旨で、近接した1ヶ月の株価の終値による出来高

※1 放送免許を有する放送局を傘下を持つ純粋持株会社をいい、2007年放送法改正による放送持株会社の解禁により認められることとなりました。その設立のためには総務大臣の認定を受けることが必要とされています（放送法52条の29）。

～アメリカからの留学生～

6月にアメリカのデューク大学からの留学生を初めてサマーアソシエイトとして受け入れました。留学生クリスが滞在した1ヶ月間は、苗村事務所では英語が共通語として使われ、インターナショナルな雰囲気でした。

英仏独伊の4カ国語を話し、ラテン語がわかるクリスは、クライアントとの会議中にイタリア語で会話が始めたり、スペイン語を話す事務局とはスペイン語で会話をしたり。また、私と英語が通じなかったのでしょうか。「Can you speak French?」と聞かれて衝撃を受け、この時、外国語が堪能だったら世界が広がっていく一つのツールになるのだと実感しました。

クリスとはとても日本の文化に興味を持っていて、週末には、東京や広島へ出かけていました。京都へは苗村と比叡山や大原に行き、舞妓さん体験もし、日本文化の深さを学んできたようです。大阪に関しては、「○○が面白い」とか、「△△を食べてね」とお薦めしました。お寿司やうなぎなど日本食がとても美味しいと食べていた彼でしたが、一番気に入ったのはタコ焼きだったと思っています。

オペラが大好きでお食事会の時に『ドン・ジョバンニ』をアカペラで歌ってくれました。それはすごい歌唱力でみんな圧倒されました!そして、二次会はもちろんカラオケへ、『アマルフィ』の主題歌『Time to say Good-bye』やリッキー・マーティンの『リヴィン・ラ・ヴィダ・ロカ』などをリクエストして歌ってもらいました。日本のオタク文化にも興味があった彼は、「メイド喫茶へ行きたい」と言っていたのですが、そのリクエストに応えられなかったことは心残りです。

クリスにとって、「苗村事務所は素敵な事務所だったな」と印象に残してもらえたら幸いです。



クリスのおかげで私も延暦寺の来歴を御坊から伺うことが出来ました。(苗)

加重平均値をもって算定した価格が「公正な価格」であると解しつつ、本件ではTBSが当該算定方法により算定した額(1255円)を上回る額(1294円)を提示していたという当事者間の協議の経緯に鑑み、TBSの提示額をもって買取価格としました。

一方、東京高裁は、原決定の採用した算定方法も一般論としてはあり得る考え方であるとの前置きをした上で、特段の事由がなければ基準日における株式の市場価格が「公正な価格」であるとし、基準日の市場価格であった1294円を買取価格としました。

そして、最高裁は、基準日における市場価格を基にどのように買取価格を算定するかは裁判所の合理的な裁量に委ねられるとし、一定の算定方法を示すことをせず、裁判所の裁量を広く認めました。

【終わりに】

最高裁は、「公正な価格」の決定は基本的には裁判所の裁量に委ねられるとしています。これは、過去の最高裁決定(最高裁

昭和48年3月1日決定・民集27巻2号161頁)の立場を踏襲したものであり、株式の価格については様々な事象に影響されることがや、買取価格決定の申立てが非訟事件に属することが理由と考えられます。しかしながら、本件の最高裁決定により買取価格の基準日については一定の基準が示されたものの、買取価格の算定が裁判所の自由裁量に委ねられるとする以上、本決定により客観的に明確な買取価格の決定方法が確立されたとはいえません。反対株主による株式買取請求にあたり、その買取価格を予測することはいまだ困難であるといわざるを得ず、今後の実務にあたり課題が残るものと思われます。



田中 敦
(たなか あつし)

さらに詳しい内容は苗村法律事務所のホームページにアクセスください。

「苗村法律事務所主催 セミナー」のご案内

債権・動産譲渡担保セミナー

9月27日(火) 14時30分～16時30分

(開場 14時00分) @グランキューブ大阪

【講師】 弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村博子
弁護士 田中 敦

【参加費】 無料

【申込締切日】 9月22日(木)

債権・動産譲渡担保契約の基本的な仕組み実務上の留意点を分かりやすく解説します。セミナー終了後、ささやかな懇親会を開催いたします。

お申込は、苗村法律事務所のホームページ (<http://www.namura-law.jp/joutotanpo.html>) から、セミナー参加申込メールの送信をお願いします。

<http://www.namura-law.jp>



苗村法律事務所

〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目6番8号
堂島ビルディング7階

※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分



TEL: 06-4709-1170
FAX: 06-4709-0131
受付時間/9:00～18:00

